

2009年2月4日

各位

上場会社名 中外製薬株式会社
コード番号 4519（東証 第一部）
本社所在地 東京都中央区日本橋室町 2-1-1
代表者 代表取締役社長 永山 治
問い合わせ先 責任者役職名 広報 IR 部長
氏 名 富樫 守
電話番号 03(3273)0881

取締役の退職慰労金制度の廃止と ストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役報酬制度見直しの一環として、「取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」および「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」を平成21年3月25日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 退職慰労金制度の廃止

業務執行を伴う取締役に対する退職慰労金制度について、平成21年3月25日開催予定の第98回定時株主総会の終結の時をもって廃止いたします。廃止の対象となる取締役については、本株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、それぞれの退任時に支給いたします。

2. スtock・オプションの付与

業務執行を伴う取締役に対し、ストック・オプションとして2種類の新株予約権を割当ていたします。具体的には、株式報酬型ストック・オプションは、取締役の退職慰労金制度を廃止し、より業績連動性の強い報酬として年額150百万円以内で、新株予約権を発行するものです。

また、一般型ストック・オプションは、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人財を確保することにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的とした報酬として年額125百万円以内で、新株予約権を発行するものです。

2種類のストック・オプションの内容は、次の通りです。

I. 株式報酬型ストック・オプション

1. 取締役の報酬として新株予約権を発行する理由

当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社取締役

が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から 30 年の範囲内で取締役会において定める。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(ii) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 細目および新株予約権のその他の内容等

上記(1)～(6)の細目およびその他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

II. 一般型ストック・オプション

1. 取締役の報酬として新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人財を確保することにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 150,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,500 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割または株式併合等により、行使価額の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う（調整による1円未満の端数は切上げる。）ものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から10年の範囲内で取締役会において定める。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(ii) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 細目および新株予約権のその他の内容等

上記(1)~(6)の細目およびその他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

【注】 上記内容については、平成21年3月25日開催予定の第98回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上